**回覧**

**事業費の５０％を助成します！（上限５０万円）**

**空家等除却補助金交付事業**

**が延長されます!!**

平成２９年４月１日から４年間実施しておりました、空家等　除却補助金交付事業はさらに１年間延長されます。

（令和４年3月31日まで）

この制度は、経年劣化等で倒壊や建築部材の飛散の恐れがある空家等の解体工事を町内業者で行った場合に、補助金を交付するものです。

　補助金を受けるには、いくつか条件がありますので以下をご覧ください。

**■補助対象となる空家等は**

・「特定空家等」とされたもの

※「特定空家等」とはそのまま放置すれば倒壊等の危険、著しく衛生上有害、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと

　　※「特定空家等」とされるには、せたな町空家等対策協議会での認定が必要となり、期間を要すので、お早目に役場担当者にご相談ください

　・せたな町内に建設されている空家等

　・せたな町内の許可業者が解体施工すること

　・補助金交付決定前に着工していないこと

**■その他の注意事項**

・補助は同一人につき１回限りとする

　・国等及びせたな町から他の助成（補助・補償）金を受けていないもの

**■補助金交付の流れ**

①解体内容を役場担当者に相談し、特定空家等であるかの確認をする

　②特定空家等となる場合、補助金交付申請書と施工業者からの見積書、図面、現況写真などの必要書類を役場に提出する

　　※相続人や代理人が申請する場合は、必要書類が追加となります

　③内容審査後、補助金交付決定書を受領

　④着工

　⑤工事が完了し、支払終了後、速やかに完了報告書を提出

（領収書の写しを添付）

　⑥完了検査後、補助金を受領

申請窓口　　せたな町まちづくり推進課まちづくり推進係　0137-84-5111

（問合せ先）　瀬棚総合支所庶務係　　　　　　　　　　　　0137-87-3311

　　　　　　　大成総合支所庶務係　　　　　　　　　　　　01398-4-5511